

A水準の医療機関の皆様 「医師の働き方改革」についてご確認をお願いします

令和6年度(2024年度)から始まる医師の時間外労働の上限規制において、特例水準(B水準、連携B水準等)の評価申請を医療機関勤務環境評価センターに行っている医療機関を除き、県内のほとんどの医療機関はA水準(医師の時間外・休日労働時間が年間960時間以下)の対象となります。

A水準の医療機関においても必要な取り組みがありますので、自院の状況についてご確認をお願いします。

36協定について

36協定締結に伴う医療機関の申請様式が令和6年4月から新しくなります。

たとえ短時間でも、36協定を締結せずに法定労働時間を超えて時間外・休日労働をさせると労働基準法違反です。

新しい36協定の様式のダウンロードはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/roudouki_junkankei.html

面接指導実施医師について

面接指導実施医師の講習は受講されましたか。

月の時間外・休日労働が100時間を超えそうになった場合、その医師に面接指導を行わなければなりません。

面接指導は、管理者や上司以外で「面接指導実施医師養成講習会」の受講修了者のみがおこなえます。

産業医も「面接指導実施医師養成講習会」の受講修了が必要です。

医師の働き方改革面接指導実施医師養成ナビ

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

医師の兼業・副業先での労働時間把握

病院の命令で派遣している場合だけでなく、**医師が自主的に兼業・副業している場合も労働時間の把握が必要です。**雇用している医師が兼業・副業先で労働している時間を把握し、時間外労働の上限規制に抵触していないか確認してください。

宿日直許可を取得していますか

県内のほとんどの医療機関は宿日直許可を取得しています。

宿日直許可を取得していない医療機関は、当直の時間が全て時間外労働になってしまいます。

他の医療機関に勤務する医師に当直を依頼している場合は、他の医療機関の指定水準に影響を及ぼす可能性があるため、当直医師の確保が難しくなるかもしれませんので宿日直許可の取得をお勧めしています。

医療機関における宿日直許可～申請の前に～

https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20220621_01.pdf

※和歌山県内病院の宿日直許可の取得状況（令和5年10月31日現在）

区分	取得済み	申請済み	署に相談中	申請準備中	計
件数	78	0	3	2	83
%	94.0	0.0	3.6	2.4	100

和歌山県医療勤務環境改善支援センター調べ

医師の自己研鑽等について

時間外に病院にいる時間が、「労働時間に該当する時間」か「労働時間に該当しない時間」かを切り分けて把握できるような基準を決めておくことが必要です。

■労働時間に該当するもの／しないもの <聖路加国際病院の分類例>

労働時間に該当するもの	労働時間に該当しないもの
A 診療に関するもの	A 休憩・休息
1 病棟回診	1 食事
2 予定手術の延長、緊急手術	2 睡眠
3 チャーティング	3 外出
4 サマリー作成	4 インターネットの閲覧
5 外来の準備	B 自己研鑽
6 オーダーチェック	1 自己学習
7 診療上必要不可欠な情報収集	2 症例見学
B 会議・打合せ	3 参加任意の勉強会・カンファレンス
1 必須出席者である会議・委員会	C 研究・講演その他
2 参加必須の勉強会・カンファレンス	1 上長の命令に基づかない学会発表の準備
C 研究・講演その他	2 上長の命令に基づかない外部講演等の準備
1 上長の命令に基づく学会発表の準備	3 上長の命令に基づかない研究活動・論文執筆
2 上長の命令に基づく外部講演等の準備	
3 上長の命令に基づく研究活動・論文執筆	



9月・10月の活動報告

☑ 個別支援・相談対応 < 8 件 >



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内
開設時間：平日9時～17時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く）

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします